

第四十二号議案

江戸川区保育認定子ども利用者の負担額を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十九日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

例 江戸川区保育認定子どもの利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区保育認定子どもの利用者負担額を定める条例（平成二十七年三月江戸川区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法第二十条の規定による、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有する小学校就学前子ども及び」を削り、「第十九条第一項各号」を「第十九条第一項第二号又は第三号」に改め、「に係る小学校就学前子ども」の下に「で、法第二十条の規定による認定を受けたもの」を加える。

第三条第一項中「別表第一」を「次の各号に掲げる江戸川区保育認定子どもの区分に応じ、当該各号」に改め、同項に次の二号を加える。

一 法第十九条第一項第二号に該当するもの 零

二 法第十九条第一項第三号に該当するもの 別表第一に定める額

第三条第三項中「利用者負担額」を「第一項第二号の利用者負担額」に、「江戸川区保育認定子どもの保護者又は扶養義務者（以下「保護者等」という。）」を「保護者等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 区長は、第一項第一号の利用者負担額について、江戸川区保育認定子どもの保護者又は扶養義務者（以下「保護者等」という。）に通知しなければならぬ。

第四条第二項中「前条」の下に「（第一項第二号及び第二項に限る。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 区長は、利用者負担額を減額し、免除し、又は階層区分を変更したときは、保護者等にその旨を通知しなければならない。

第五条第一項中「第三条第一項」を「第三条第一項第二号」に改める。
別表第一を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義		
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付世帯	0円	
B	A階層を除き、区市町村民税非課税世帯	0円	
C	A階層及びB階層を除き、区市町村民税課税世帯	均等割のみの課税世帯	1,900円
D ₁		所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,400円
D ₂		所得割課税額が5,000円以上15,000円未満である世帯	3,100円
D ₃		所得割課税額が15,000円以上48,600円未満である世帯	6,800円
D ₄		所得割課税額が48,600円以上51,600円未満である世帯	8,400円
D ₅		所得割課税額が51,600円以上60,000円未満である世帯	9,500円
D ₆		所得割課税額が60,000円以上77,101円未満である世帯	15,600円
D ₇		所得割課税額が77,101円以上97,000円未満である世帯	19,400円
D ₈		所得割課税額が97,000円以上115,000円未満である世帯	21,800円
D ₉		所得割課税額が115,000円以上135,000円未満である世帯	24,000円
D ₁₀		所得割課税額が135,000円以上150,000円未満である世帯	25,900円
D ₁₁		所得割課税額が150,000円以上169,000円未満である世帯	27,900円
D ₁₂		所得割課税額が169,000円以上184,000円未満である世帯	29,700円
D ₁₃		所得割課税額が184,000円以上198,000円未満である世帯	31,500円
D ₁₄		所得割課税額が198,000円以上215,000円未満である世帯	33,000円
D ₁₅		所得割課税額が215,000円以上235,000円未満である世帯	34,700円
D ₁₆		所得割課税額が235,000円以上255,000円未満である世帯	36,300円
D ₁₇		所得割課税額が255,000円以上270,000円未満である世帯	37,800円
D ₁₈		所得割課税額が270,000円以上285,000円未満である世帯	39,100円
D ₁₉		所得割課税額が285,000円以上301,000円未満である世帯	40,700円
D ₂₀		所得割課税額が301,000円以上340,000円未満である世帯	44,100円
D ₂₁		所得割課税額が340,000円以上397,000円未満である世帯	49,700円
D ₂₂		所得割課税額が397,000円以上425,000円未満である世帯	54,600円
D ₂₃		所得割課税額が425,000円以上である世帯	58,500円

第42号議案

備考

- 一 この表における税額等を算出するための所得の範囲及び計算方法は、規則で定める。
- 二 保育標準時間又は保育短時間の区分にかかわらず、この表の利用者負担額を適用する。
- 三 四月から八月までの月分の利用者負担額にあつては前年度分の区市町村民税の所得割課税額を基に、九月から翌年三月までの月分の利用者負担額にあつては当該年度分の区市町村民税の所得割課税額を基に決定するものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和元年十月一日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江戸川区保育認定子ども利用者負担額を定める条例の規定は、令和元年十月以後の月分の利用者負担額(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項第一号及び第二号、第二十九条第三項第二号並びに第三十条第二項第一号から第三号までに規定する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額(同法第二十七条第三項第二号及び第二十八条第二項第一号に規定する額)については、保育に係る額に限る。)をいう。以下同じ。)について適用し、同年九月以前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

(説明)

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)及び子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)の改正に伴い、幼児教育及び保育

の無償化が実施されるため、満三歳以上の保育認定子どもが認可保育所等を利用する場合の利用者負担額を零とするほか、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。